

平取町
水道スマートメーター導入事業に係る
公募型プロポーザル
仕様書

※本プロポーザルは、平取町令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、平取町議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

平取町役場水道施設管理係

目次

- 1 事業の概要 1
- 2 仕様 1～3
- 3 確認及び検査 3～4
- 4 導入に向けた支援 4
- 5 職員支援要件 4
- 6 その他事業遂行の留意点 4～5

1 事業の概要

(1) 導入事業名

平取町水道スマートメーター導入事業に係る公募型プロポーザル
(以下「本事業」という)

(2) 公開日

令和7年10月29日(水)

(3) 本事業履行期間

① 通信端末納入期限

契約締結日から令和8年8月末日までの期間。詳細は別途協議。

② 自動検針システム導入期間

①の最初に納品した日から利用可能な状態とすること。なお、当該期間中に発生する通信料金等は本事業の費用に含むものとする。

③ Web通知システム導入期間

契約締結日から令和9年1月末日までの期間。

④ Web通知システム運用開始

運用開始は令和9年1月末日(予定)より実業務にて利用開始な状態とすること。

(4) 導入事業・調達内容

① 通信端末の調達(施工に必要な資機材含む) 2,370台

② 自動検針システムの導入 1式

③ Web通知システムの導入 1式

(5) 納品場所、実施箇所

平取町役場

2 仕様(仕様に無い機能は別途提案すること)

(1) 無線通信端末

① 無線通信端末は、各社メーカーの電子式水道メーター及び隔測表示器と有線接続可能であることを条件とし、検針情報、アラームを送信出来る機能を有していること。

② 無線通信端末は、東京都水道局自動検針メーター通信機能仕様(Ver 2.6A)に準拠した電文に対応していること。

③ 無線通信端末の通信規格は「NB-IoT」、「LTE-M」、「Wi-SUN 準拠 電力SM通信方式」のいずれかを条件とする。

④ 無線通信端末は電池稼働を条件とし、1日1回通信の条件下で8年間以上使用できること。

⑤ 無線通信端末は平取町の過去の最低および最高気温の環境下での使用が

可能なこと。

- ⑥ 無線通信端末は電子式水道メーターから1日1回以上自動検針システムへデータ送信出来ること。
- ⑦ 無線通信端末は電子式水道メーターから出されるアラーム情報を自動検針に電文送信でき、アラーム内容は漏水情報、逆流情報、不使用情報、過大及び超過流量等とし、ロードサーベイ機能にも対応していること。
- ⑧ 無線通信端末は遠隔によるソフトウェアバージョンアップ等に対応していること。
- ⑨ 無線通信端末は水道メーターおよび自動検針システムとの接続状況が確認可能なものであること。
- ⑩ 無線通信端末の設置に必要な資機材は、メーターポール等に耐侯用結束バンド等で固定のうえ、すでに設置済の隔測表示器に無線通信端末を接続することを標準工法として無線通信端末と同数添付すること。

(2) 自動検針システム

- ① 自動検針システムはクラウド型サービスで提供することを条件とする。
- ② 電子式水道メーターから取得した各種情報は当町のパソコンで閲覧可能であること。
- ③ 当町のパソコン等で定例検針の値を取得でき、データはCSVファイル等でダウンロード可能であること。また、CSV等のダウンロードしたデータを当町の料金システムに取込みする際、当該料金システム側の改修が必要となった場合は、対応方法について料金システムベンダーとの協議を行うこと。
- ④ 電子式水道メーターおよび無線通信端末から発呼される警報情報の電文を受信し、当町の業務用パソコンで遅滞なく確認できる機能を有すること。また、警報情報を遠隔リセットできる機能を有すること。
- ⑤ 当町の業務パソコンでロードサーベイを起動し、データ取得できる機能を有すること。
- ⑥ 当町の業務パソコンから、現地の電子式水道メーターに対して、警報情報等のしきい値を個別および一括で遠隔設定できる機能を有すること。
- ⑦ 現地での設置工事、水道利用者対応の際にスマートフォン等でシステムを使用できること。
- ⑧ 利用者氏名など個人情報を入力しなくとも利用可能なこと。システム接続にあたっては適切なセキュリティ対策が施したうえで、LGWAN回線等で利用できること。

(3) WEB 通知システム仕様

- ① 当町の水道料金システムとお客様情報や水栓情報等の連携機能を有すること。
- ② システムは、利用者がスマートフォン等で使用できること。また、利用者がアプリをダウンロードすることでアプリでも使用可能であること。
- ③ システムは、原則として24時間365日稼働出来ること。
- ④ 不正アクセスや情報漏洩等を防止出来る対策があること。
- ⑤ ID、パスワード等によるユーザー認証が出来ること。
- ⑥ 利用者がアカウント登録を実施する際は、偽装やなりすまし等を防止できる対策があること。
- ⑦ アカウント登録時の入力項目は、氏名、使用人名義人氏名（氏名と水道使用名義人と異なる場合のみ）、電話番号、お客様番号（当町の水道料金システムの水栓番号）とすること。
- ⑧ アカウント登録後、過去2年分の使用水量、水道料金を遡って照会出来ること。
- ⑨ 水道の使用開始申し込み及び使用中止申し込み、名義変更申し込みが出来ること。
- ⑩ 検針結果、請求予定額、請求確定金額及び口座振替済みのお知らせが通知出来ること。
- ⑪ 支払い方法が納付書の利用者については支払いの請求通知が出来ること。また、未納の場合は、請求月翌月の督促請求通知が出来ること。
- ⑫ 利用者へのお知らせ（水道メーター交換のお知らせ、料金改定のお知らせ等）の一斉通知、個別通知が出来ること。
- ⑬ 将来、当町が要望した場合において口座振替やクレジット払いのWEB申し込みに対応出来る機能を有すること。
- ⑭ スマートメーターとの連携による、見守りサービスや漏水検知に対応出来る機能を有すること。
- ⑮ 本システムの利用者数、各サービスの申し込み状況等が照会出来ること。
- ⑯ システム接続にあたっては適切なセキュリティ対策を施したうえで、LGWAN 回線等で利用できること。

3 確認及び検査

(1) 確認及び検査

受注者は本事業をすべて履行した後、当町への報告を速やかに実施のうえ、履行内容についての確認及び検査を受けることとする。ただし、無

線通信端末の所有権は引受け後、速やかに検査を実施し合格となった時点で当町に移転するものとする。なお、期間中に適宜当町から進捗についての報告を求めることがある。

(2) 不適合への対応

確認及び検査の結果、不適合が発見された場合は当町と協議のうえ、必要な対策を実施すること。

(3) 保証

本事業全体における保証期間は当町が実施する確認及び検査合格の日から1年間とし、無線通信端末本体の保証についても1年間とする。

(4) 損害賠償

各事業の実施にあたって、当町または第三者に損害を及ぼしたときは、当町の責任に帰する場合は、受託着業者がその賠償の責任を負うものとする。

4 導入に向けた支援

(1) 無線通信端末の設置工事：設置工事は本プロポーザルとは別に設置業者を選定することから、設置業者への施工説明等に協力すること。

(2) システムデータ連携：当町の水道料金システムとのデータ連携に関するシステムベンダーとの協議及び調整に協力すること。

(3) 設置後の不通箇所調査：設置工事完了後に通信が不安定または不通箇所等が発生した場合は、当町と設置業者が実施する調査に協力すること。

(4) 補助申請に係る支援：当町が本事業実施にあたり国庫補助金の補助申請を行う際には、申請書の作成支援等に協力すること。

5 職員支援要件

(1) 取り扱い説明書及び自動検針システム操作マニュアルの作成

本事業を履行する際、当町に対し無線通信端末の取り扱い説明書、自動検針システムの取り扱い説明書を提供すること。

(2) 職員研修の実施

① 当町職員を対象とした自動検針システムの操作研修を実施すること。

② 開催時期等については本町と協議のうえ、柔軟に対応すること。

③ 操作研修目安（年1回1時間程度）

6 その他事業遂行の留意点

(1) 再委託

受注者は、本事業を一括して受注者内で完結できること。ただし、本事業

業の一部を再委託する場合には、あらかじめ当町の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

(2) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、受注者は当町と協議を行うこと。

(3) 情報の取り扱い

個人情報、秘密と指定した事項及び事業の履行に際し知りえた秘密を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。